

第5期第6回練馬区地域福祉計画推進委員会 福祉のまちづくり部会

- 1 日時 令和6年11月11日（月）午後6時～午後7時50分
- 2 場所 練馬区役所アトリウム地下 多目的会議室
- 3 出席者 【部会員】
植田部会員、山崎部会員、岡崎部会員、青木部会員、岩澤部会員、
廣元部会員、山本部会員、千葉部会員、宗形部会員、鴨治部会員、
的野部会員、福山部会員、轡田部会員（以上13名）
【区出席者】
福祉部管理課長、交通企画課交通企画担当係長、土木部計画課長、
建築課長
福祉部管理課ひと・まちづくり推進係長
福祉部管理課地域福祉係長
建築課福祉のまちづくり係長
- 4 公開の可否 公開
- 5 傍聴者 1名
- 6 議題 練馬区地域福祉計画（素案）について
（1）計画の考え方・背景
（2）施策の内容 施策4を中心に
（3）その他

○部会長 それでは定刻になりましたので、まだ1名いらっしゃっていませんが、第5期第6回地域福祉計画推進委員会の福祉のまちづくり部会を開催したいと思います。本日はお忙しいなかお集まりいただきましてありがとうございます。今期はこれで最後の部会となります。総まとめという形になりますので、次期の計画に関しても皆様の貴重なご意見を賜りたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

まず、事務局のほうから委員の出席状況、会議の情報公開と傍聴につきましてご説明をお願いします。

○事務局 事務局です。

会議の出席状況についてご報告をさせていただきます。現在、13名の部会員の方にご出席をいただいております。

また、本日の会議は公開となっております。現在傍聴の方1名となっております。

会議の議事録につきましては、区のホームページに掲載をする予定となっております。記録がまとまり次第、部会員の皆様にお送りをさせていただきますので、確認をお願いいたします。なお、会議内容につきましては記録のため録音させていただきますのでよろしくお願いいたします。以上です。

○部会長 ありがとうございます。次に、本日の議題に入る前に、配布資料の確認があり

ますので説明をお願いします。

○事務局 (資料確認)

○部会長 皆さんよろしいでしょうか。それでは、次期素案につきまして議題に入りたいと思います。はじめに次第2になります。「練馬区地域福祉計画(素案)について」事務局から説明をお願いします。

○事務局 事務局です。

それでは、資料1をご覧ください。これまで部会で計画に盛り込むべき施策の方向性に対してご意見をいただきました。皆様からいただいたご意見を踏まえ素案としてまとめさせていただきましたので、ご説明をさせていただきます。また、この素案につきましては案の段階ですので、今後修正が加わる場合がありますのでご了承願います。

まず表紙をご覧ください。表紙のところに副題として「みんなでつくる誰もが安心して暮らせるまち」という副題を載せさせていただきました。これは、区民や地域団体、関係機関、区、皆で協力して安心して暮らせるまちをつくっていくということを表すため、「みんなでつくる」というものを前に置いているということになっております。

資料をおめくりいただきまして、1ページ目。区長のあいさつを載せさせていただきます。

続いて目次をご覧ください。第1章は「計画の基本的な考え方」として、計画策定の目的や位置づけ、理念と方針となっております。第2章は「計画策定の背景」、国の動向や区の現況などを載せています。第3章は各施策の内容です。大きく変更いたしました点として、再犯防止に関する取り組みを施策3としてまとめ、再犯防止推進計画を包含していることをわかりやすく見える形としております。第4章は「重層的支援体制整備事業について」。第5章が推進体制。最後に資料編という形で構成をさせていただいております。こちらの素案のボリュームがとても多くなっておりますので、次第のほうに記載させていただいておりますとおり、3つに分けた形でご説明を進めさせていただければと思います。

まず、計画の考え方、背景というところについてです。

1ページをご覧ください。第1章「計画の基本的な考え方」です。1ページが、「地域福祉とは」として地域福祉の考え方を載せています。我が国の福祉サービスは、生活困窮者対策などの分野ごとに充実をされてきましたが、人々のニーズが多様化、複雑化し、分野をまたいだ課題や谷間の問題などさまざまな課題が生じています。こうした福祉に関する課題を、地域で我が事としてとらえ、多様な人や暮らしに共感しつつ、協働して解決に取り組むことを「地域福祉」ととらえています。区民・行政・社会福祉協議会・関係機関等が、それぞれの役割の中で強みを活かし、誰もが安心して心豊かに暮らせる社会の実現を目指します。

2ページ目をご覧ください。こちらには「計画策定の目的」を載せさせていただいております。区では、平成18年3月に「地域福祉計画」を策定し、その後「福祉のまちづくり計画」と統合し、また「成年後見制度利用促進計画」を包含し、地域福祉の推進のための施策を進めてきました。令和6年度から区の総合計画の「第3次みどりの風吹くまちビジョン」がスタートし、地域生活の課題に対応する取組を進めています。今回策定する地域福祉計画は、新たな課題に対応するため、新たに2つの計画を包含いたします。

3ページの「計画の位置づけ」をご覧ください。「第3次ビジョン」を上位計画とし、子ども、高齢者、障害者などの各福祉分野に共通する考え方を示す計画として位置づけをしています。

続きまして4ページをご覧ください。「基本理念と基本方針」です。これまでご説明してきた内容とは変更はありません。基本理念は、区が実現すべき将来像として「誰もが安心して心豊かに暮らせるまち」としています。基本方針は、基本理念のもと区が進めるべき施策の方針として、「共感」「協働」「安心」の3つを挙げています。「共感」は「人や暮らしの多様性への『気づき』を広げ、多様な意見を取組に反映させます」、「協働」は「区、事業者および区民等が、主体的に取り組み、相互に尊重し、協力して福祉のまちづくりを推進します」、「安心」は「区民一人ひとりが尊厳を持ち、穏やかに暮らせるよう、必要な支援を行います」という形でまとめさせていただいております。

5ページ目をご覧ください。こちらが「計画期間」を参考までに載せているものになります。地域福祉計画の計画期間はこれまでご説明したとおり4年間としております。その他関連計画の計画期間をこちらのほうでご確認をお願いいたします。

次のページ第2章「計画策定の背景」です。6ページをご覧ください。第2章のところなのですが、計画策定の6ページ7ページに引用している国の資料のところ、少し小さくなってしまっておりますので、今後もう少し大きくし、カラーの資料を載せるなどしていきたいと思っておりますのでご了承ください。また、文章中にアスタリスク(＊)が付いている用語がございます。例えば7ページ目の「(3)重層的支援体制整備事業」の2行目、「8050問題」の隣にアスタリスクが付いています。このアスタリスクが付いている用語につきましては、資料の98ページ以降に載せております「用語解説」で取り上げるといことで、アスタリスクを付けさせていただいているということになりますのでご了承ください。

こちらの6ページから12ページにかけては、国の動向を載せさせていただいております。地域福祉に関する国の動きや制度の内容を載せています。区を取組も、これらの動向を踏まえながら進めてまいります。

13ページをご覧ください。「区の現況」として、人口や世帯の状況、要介護認定者など区の基礎的なデータの推移をお示ししております。

続いて18ページをご覧ください。「3 新たな地域福祉の推進」です。1つ目が「重層的支援体制整備事業」。こちらは第4章のほうでまた改めてご説明をいたします。2つ目が「地域福祉と再犯防止推進の関わり」として、再犯防止推進計画を地域福祉計画に包含するということを説明しております。地域社会全体で犯罪の未然防止や犯罪をした者の立ち直りを支援し、再犯防止の取組を推進していきます。また、支援が必要な対象者のなかには複雑化した課題を抱えている場合があり、包括的・継続的に支援をしていく必要があるため、重層的な支援体制を整え、対象者を支援していきます。3つ目が「孤独・孤立対策」です。孤独・孤立は誰にでも起こることであり、社会全体での対応や予防が重要です。区民や地域団体等との協働により、居場所づくりやアウトリーチ支援など、各分野の施策に取り組んでいくことが孤独・孤立対策につながると考えられます。令和7年度以降、親会のなかで官民連携プラットフォーム等の構築について、ご意見をいただく予定としており

ます。

19ページ目以降につきましては、令和5年度に実施をいたしました地域福祉を推進するための調査の結果を載せています。「調査の概要」と「調査結果のまとめ」を、20ページからは調査結果を抜粋して載せさせていただいております。それぞれの施策の取組につながる調査結果を抜粋して取り上げているという形になっております。

次に、施策の内容についての説明に移らせていただきます。26ページをご覧ください。前ページで載せております調査結果から把握できた課題と、その課題に対応する取組を26ページからの「第3章 施策の内容」としてまとめをさせていただいております。26ページから28ページまでが施策の体系の全体像という形になっております。26ページの中ほど「表の見方」というところをご覧ください。各事業の事業名の隣に【新規】とあるものにつきましては「新たな取組を含む事業」、【重層事業】とあるものは「重層事業実施計画に位置付けた取組を含む事業」、【再犯防止】とあるものは「再犯防止推進計画に位置付けた取組を含む事業」という形となっております。大きく変更しました点は、先ほど申し上げましたとおり、27ページの施策3について、「再犯を防止し安全・安心な地域社会を実現する」という形で、再犯防止に関する取組をまとめて記載をしております。そのため、全体として5つの施策になっております。福祉のまちづくり部会の所掌するユニバーサルデザインのまちづくりに関する取組は、28ページを見ていただきまして、施策4というところになります。取組項目等につきましては、これまでの部会で説明をしてきました内容から変更はございません。この施策の体系の中で、施策1から施策3については親会で、施策5につきましては権利擁護部会で確認をいたしますので、本日は64ページ目以降の施策4の内容についてのご説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、64ページをお開きください。これまで部会の中でお示ししてきたものをベースとして、各事業に目標を設定しました。「4年間の目標」と「現状と課題」につきましては、これまでの内容から変更はございません。「4年間の目標」は「ハード面のバリアフリーを進めるとともに、高齢者、障害者、外国人など、多様な人への理解を深め、すべての人が安心して暮らし、社会参加できるような取組を広げます」としております。「現状と課題」は、7つ載せております。簡単にご説明をさせていただきます。1つ目は「『ユニバーサルデザイン』のまちづくりには、ハード面のバリアフリーとソフト面のバリアフリーの両面からまちづくりを進めることが必要」。2つ目は「区内駅については、さらなるバリアフリー化や、駅周辺の外出環境をより安心・快適にすることが必要」。3つ目「バリアフリー設備等の適正利用を推進し、やさしいまちづくりのための行動を広げていくことが必要」。4つ目「区内の店舗等について、事業者による主体的なハード・ソフト一体的な取組を促していくことが必要」。5つ目「区立施設、区立公園については、引き続き、利用者の意見を取り入れた設計等を行うことが重要」。6つ目「さまざまな人が参加・交流し、ユニバーサルデザインについて学ぶことができるイベントや学習の機会の充実が必要」。7つ目「参加しやすい社会のためには、情報の内容や提供手段の充実を図り、情報保障を推進することが必要」。こうした課題に対して、次ページ以降の事業に取り組んでいきます。事業ごとに事業の説明に続けて目標を設定しています。目標については、各事業の主な取組を設け、その取組の現況と令和10年度の目標を設定しました。目標を数値化できる事業

は数値を入れておりますが、難しい事業につきましては「充実」「継続」などとさせていただきます。

それでは65ページをご覧ください。「取組項目1 誰もが安心・快適に利用できる施設を増やす」です。「事業番号28 駅と駅周辺のバリアフリー化の促進」です。鉄道駅のバリアフリー化においては、「2ルート目の確保」および「ホームドア整備」についての目標を設定しております。また、駅周辺のバリアフリー化では、「アクセスルートの追加指定」および「指定したルートにおけるバリアフリー整備の促進」を目標とし、現行計画に引き続き、駅および駅周辺のバリアフリー化が進むよう、鉄道事業者との連携や区民と一緒にルートの点検を行い、安心・快適に移動できる環境の向上を目指します。66ページをご覧ください。「事業番号29 民間建築物のバリアフリー化の推進」です。「改修助成の件数」を目標値としているほか、「福祉のまちづくり推進条例」に基づく協議による誘導やハード整備だけでは対応が難しい場合も合理的配慮の理解促進に取り組みます。本年度から3か年をかけ、小規模店舗の改修事例集を作成し、必要な整備、配慮事項等のため、事例を交えながら民間建築物の事業主等に自主的な整備、対応につながるような取組を実施します。67ページをご覧ください。「事業番号30 区立施設・区立公園のバリアフリー化の推進」です。こちらについては、「区民意見聴取事業の実施件数」を目標値としております。また区民意見の効果的な活用を目標とし、ソフト面と連動した施設整備・施設運営のため、適正利用や合理的配慮の理解促進にも取り組みます。ハード面、ソフト面が相互に補完するためには、「適正利用」や「合理的配慮」というところがポイントになりますので、それぞれのコラムを設けております。コラムにつきましては、取組の内容を理解いただけるような形で取り入れております。施策4の中に設けているコラムの内容についても、これから修正が加わる可能性がありますのでご了承ください。

続きまして69ページをご覧ください。「取組項目2 相互理解を促進し、誰もが社会参加しやすいまちをつくる」になります。「事業番号31 相互理解の促進と意識啓発の推進」。目標としては、「障害理解、ジェンダー平等、男女共同参画等に関する講座・講演会の参加者の増」、「外国人の学習支援の参加者の増」という形としております。事業説明の本文にあるよう、さまざまな事業を通し、子どもや高齢者、障害者、外国人など、多様な人や様々な文化の理解につながるよう取り組んでいきます。70ページをご覧ください。「事業番号32 ユニバーサルデザインの理解の促進」。こちらは区内小中学生を対象とした「ユニバーサルデザイン体験教室」と大人向けの「ユニバーサルデザイン地域講座」の開催回数を目標値としております。ユニバーサルデザインや心のバリアフリーについて学ぶ環境の充実のほか、エスカレーターやエレベーターの適正利用についての意識啓発に取り組み、一人ひとりがユニバーサルデザインや心のバリアフリーを意識し実践できるよう取り組んでいきます。71ページをご覧ください。「事業番号33 やさしいまちづくりを担う人材育成の推進」。こちらは「福祉のまちづくりサポーター制度の登録者数」や「バリアフリーに携わる技術者対象研修の開催回数」を目標値としております。地域福祉を担うソフト面の人材の育成とバリアフリー整備を担うハード面の人材育成に取り組んでいきます。また、ハード面の人材育成ではこれまで整備基準が中心でしたが、やさしいまちをつくるための配慮等についての理解を深められるよう、研修内容の充実を図ります。取組項目2においては、「心の

「バリアフリー」に関するコラムを載せる予定としております。

続きまして72ページをご覧ください。こちらからは「取組項目3」の内容になります。「取組項目3 誰にでも伝わる・誰もが使える情報を充実させる」です。「事業番号34 障害者や外国人等への情報保障の推進」これまで実施しております「音声コードの印字や遠隔手話通訳の拡大」、「音声読み上げや多言語翻訳、拡大文字等に対応した電子ブック版の継続」を目標としております。さまざまな手段による情報提供や多様な意思疎通手段があることの普及啓発を継続するとともに、デジタル機器について身近に相談・体験できる環境を整え、情報の入手における環境整備に取り組みます。「遠隔手話通訳」がどのようなものかわかるようコラムを設けております。73ページをご覧ください。「事業番号35 デジタル技術の活用による参加しやすい事業の実施」目標としては「コミュニケーション支援アプリの活用」や「文字拡大や音声読み上げ等に対応できる電子書籍の充実」とし、ICT技術の活用により情報の活用に関する取組を継続・充実しております。74ページをご覧ください。「事業番号36 わかりやすく利用しやすい情報の発信」です。目標としては「カラーユニバーサルデザインの周知の継続」、「バリアフリーマップの内容の充実」としてしております。発信する情報は、誰もがわかりやすく利用しやすいものになるよう取り組んでまいります。施策4の最後には、「ユニバーサルデザインのまちづくり」に関するコラムを載せる予定としております。以上が施策4の内容となります。

最後に素案のその他の項目として、第4章以降の内容について、簡単にご説明をさせていただきます。ページを進めていただきまして、83ページをご覧ください。第4章では重層的支援体制整備事業についてまとめております。「1 重層的支援体制整備事業の展開」としまして、少子高齢化の進行や単身世帯の増加など、社会環境が大きく変化したことにより、生活課題が複合化・複雑化しております。分野ごとに行われてきた既存の相談支援や地域づくりの取組を活かしつつ、課題を抱える世帯を支援につなげるため、アウトリーチ支援や支援機関の連携強化、居場所支援などに一体的に取り組む重層的支援体制整備事業を展開します。この事業は社会福祉法に基づく取組で、令和5年度から移行準備事業として実施をしてきましたが、令和7年度からは本格実施をします。実施事業としては、表にあります5つの事業を一体的に実施いたします。84ページでは、5つの事業の支援フローをお示ししております。要支援世帯から相談があった場合、左上のオレンジの部分、どこかの窓口でも相談を受け止め、分野を超える相談の場合は他の機関と連携をします。関係機関同士でも対応が困難なケースの場合は、緑の部分の多機関協働事業につなぎ調整を行います。ケース検討会議で支援プランを決め、サービスを提供していきます。右側の赤い部分、支援が行き届いていない世帯を個別訪問により把握し、オレンジの部分の相談窓口につないだり、青で示しました社会資源とのマッチングを行ったりします。また、グレーの部分の地域づくり事業として、気軽に立ち寄れる居場所支援を地域団体等と連携して取り組んでいきます。このように、支援が必要な世帯に対して必要な支援を一体的に提供するという事業となっております。

85ページ以降は「各実施事業の概要と提供体制」となっております。「(1)」は、支援フローのオレンジ部分の相談窓口の設置状況を示させていただいております。表にある窓口以外でも相談を受け止め、適切な機関につなげます。「(2) 参加支援事業」は、社会との

関わりが希薄な方へ社会参加に向けた支援を行います。地域とのつなぎ役である、練馬区社協のボランティア・地域福祉推進センターの地域福祉コーディネーターが取り組んでいます。86ページ「(3)地域づくり事業」としては、街かどケアカフェなどの居場所事業や、支援ニーズと取り組みのマッチングを通じた地域づくり事業の実施体制を載せています。87ページに「(4)」「支援が行き届いていない世帯へのアウトリーチ事業」、「(5)」「多機関協働事業」となっております。こうした事業を、地域福祉計画の施策1・2のほうに位置づけ、適切かつ効果的に取り組んでまいります。

89ページ目以降、第5章の推進体制と進行管理についてです。次期計画期間においても、推進委員会として現行と同様に親会と2つの部会を設け、区民、関係団体等の方に計画の取組状況や点検、評価を行っていただきます。

90ページ目以降が資料編となっております。資料編としまして、93ページのほうに福祉のまちづくり部会の部会員の名簿を載せさせていただいております。98ページ目以降が冒頭にご説明をいたしました用語解説を載せさせていただいております。

以上、地域福祉計画素案の案について、駆け足ではございましたが説明をさせていただきました。よろしくお願いいたします。

○部会長 ありがとうございます。かなりの量になっておりますので、整理整頓が必要かと思いますが、基本的には次第に基づきました計画の考え方と今回の部会の中心になります作業を中心に質疑応答というか質問を受けたいと思います。64ページから75ページまでがこの部会の対象となる場所ですので、区切りながらご質問等をもらっていきたいと思います。それでは64ページのほうは前回の会議でほぼ確認していただいた内容かと思いますが、こちらに関しましていかがでしょうか。何かご意見などありましたらお願いします。特になければ最後にまた戻りたいと思います。次に、65ページから66ページあたり、「取組項目1 誰もが安心・快適に利用できる施設を増やす」という項目になりますが、こちらのほうでご意見などいかがでしょうか。

○部会員 親会でしっかりと見えなかったのを、まとめてくださり、合理的配慮について社会参加しやすいという言葉を入れていただいて大変感謝しております。ありがとうございます。66ページの「合理的配慮の理解促進」、67ページの「合理的配慮の理解促進」という言葉があるのですが、66ページには「取組事例の紹介による理解促進」と書いてあり、67ページに「合理的配慮の提供事例等の共有」というように書いてあります。これについて合理的配慮のハンドブック等の形で理解促進していくのか、それとも何か別の形を考えていらっしゃるのかということを確認させていただくとありがたいと思いました。よろしくお願いいたします。

○部会長 ありがとうございます。66ページの事例集の合理的配慮の促進と67ページの合理的配慮の適正な管理活動、その両方はどのようにすみ分けるかもしくは一緒にするのか。

○建築課長 ハンドブックとは別にまちづくりに関しまして66ページのところで「改修事例集」ということで、店舗のトイレなど今まで改修してきたものを事例集としてまとめる形で進めています。誰もが使いやすい施設に改修したという事例を紹介し、今後こういった形で使いやすく広めていきたいと考えているところです。

○部会長 すみ分けというのはどうですか。66ページの(2)の合理的配慮の事例集と(3)

の合理的配慮の提供の仕方です。

○部会員 配慮に関しては、私も改修事例集には関係させていただいて、非常にわかりやすくつくってあるというように考えておりますが、ハンドブック等はずでいろいろな団体が出されています。美術館利用に関するハンドブックで、ハード面だけではなくソフト面での事例集で、どういう話し合いがなされてどういう対策を行ったということが書いてあり、合理的配慮に対することが非常に役に立ちました。そういった形でのことを考えていらっしゃるかどうかというところを一つお伺いしておきたいと思います。

○建築課長 貴重なご意見ありがとうございます。合理的配慮の理解促進につきましては、67ページのほうにも触れさせていただいているように、職員について研修を行うだけではなく、建築業者や実際建物をつくる側の方にも研修を設けています。主に、設計の方、施工者の方に集まらせていただいて、実際のハード面の話をさせていただくとともに、ハードができない場合、どういった合理的配慮ができるかというのも説明させていただいて、理解を深め対応方法を検討してもらうということは考えています。

○部会長 よろしいでしょうか。合理的配慮に関しましては、さまざまな自治体や内閣府のほうでも事例集みたいなものがたくさん出ていますので、そういったところをうまく連携しながら推進できるかと思っております。ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

○部会員 65ページのバリアフリー化についてです。目標の令和10年度にホームドア設置数15駅(累計)なのですが、これですべての駅のホームドアが付くということなのですか。まだ残っている駅があるのでしょうか。

○建築課長 すべてということではないです。まだ残っている駅がいくつかあります。西武鉄道のほうからお話がありました大泉学園駅のバリアフリー化は、今後検討に入ということでご意見をいただいておりますので、そういったものが令和10年度にはできないということで、15駅が終わったとしてもまだ数駅はあります。

○部会員 ちなみにその後はあとどれくらい残っているのですか。大泉ですべてできるということですか。それともその他のものがあったりするのですか。

○交通企画課交通企画担当係長 15駅に加えて、委員からちょうどお話がありました大泉学園駅、そして江古田駅、桜台駅、あとは西武豊島線の豊島園駅、西武新宿線の上石神井駅と武蔵関駅が残ると思いますので、残り6駅となっております。

○部会員 残り6駅は令和10年にはそれが全部できているということですか。

○交通企画課交通企画担当係長 令和10年度は15駅を目標としておりまして、続いて残りの6駅も進めていっていただきたいと考えております。

○部会員 令和10年度にはある程度目途がついて、できるかどうかは別として計画が進んでいくという話ですか。

○交通企画課交通企画担当係長 15駅とさせていただいたのは、現時点で西武鉄道のほうで公表していただいている、すでに着手している駅ということで5駅を記載し、15駅というようにさせていただいております。

○部会員 ありがとうございます。

○部会長 ありがとうございました。何回か前の会議の時に、あとどのくらいという話に

なったように思うのですが、これは何%とか何割完成しているというのは書くことは難しいのですか。全部で何駅あって何駅達成できていて、あとどのくらいという表記にするのは。

○建築課長 数は把握していますので、書こうと思えば書けるのですが、具体的に数字を入れていったほうがいいというご意見ですか。

○部会長 何か書けない理由があるのかと思っていたのですが。

○建築課長 記載方法については検討させていただきます。

○部会長 区民の方々はどのくらいの達成度でどうなっていくのかが見えにくいのかと思っております。ほかはいかがでしょうか。

○部会員 ホームドアの件でお話しさせていただきますと、今現在ホームドアの整備駅数としては10駅で、プラスR10年度目標としている15駅、プラス5駅にしましては、今当社から現実に出させていただいております、練馬高野台、石神井公園、中村橋、富士見台、新桜台の5駅を追加した形の駅数で記載させていただいている状況でございます。今こちら10年の段階では整備できるかどうかも含めてですけれども、大泉学園につきましては検討進めるべきというところで位置づけているところでございます。それ以外の江古田とか豊島園、新宿線にしましては現時点では整備の具体的な駅名というのは決まっていないところですので、適宜、ここがいつの段階でどう出せるのかというのはあるのですが、決まった時点で適正に周知のほうを図ってまいりたいと考える次第でございます。

○部会長 ありがとうございます。長期間の対策ですとか人手が付くとかいろいろ大変かと思いますが、今時点だと計画中ということですね。失礼いたしました。

○部会員 同じようなことを質問しようと思ったので、「検討中」という言葉がよくわからないのですが、「検討中」というのは、実行するかしないかを検討中なのですか。「検討中」というのはどういう意味にとったらいいのですか。

○部会員 実行に向けて、まず実現性にどういう課題があるのかを含めて検討を進めていく位置づけで、その後実施する次第でございます。

○部会員 それでは間違いなくつくっていただけるというように考えてしまっているのですか。私は大泉に住んでいるものですから、どうしても気になってしまうのです。

○部会員 以前、ご質問をいただいているところも認識している次第でございますが、今ここで必ず付くと断言がこの時点では難しいところなのですけれども、さまざまな課題も含めて整理しながら実現に向けて整備を進めていきたいというところで、現時点ではお知らせさせていただけたらと思っております。お答えになっていないというところでは認識しているのですけれども、お承知おきいただければと、よろしくお願いいたします。

○部会員 私自身はまだわからないといったような気になりました。それぞれの考え方のんでしょうからそれでいいと思いますが、数字を載せたり年度を載せたりするということになっているので、載せてほしいと思うところです。

○建築課長 先ほどのお話がございましたように、大泉学園駅につきましては、線路が曲がっていたり、ホームの幅が狭かったりといったいろいろな課題があるというところは以前からお話しさせていただいていることなので、それを1つひとつ潰していったらどうなのかと検討していただくというところだと思うのです。その辺のところでご理解をいた

できればというところでございます。

○部会長 ありがとうございます。ここはおそらくずっと議論になっていくところです。人手を増やすとか配慮を増やすとか、そういったことというのは書きにくいのですか。

○部会員 このことに関して、しっかりと検討を進めていきたいというところで考えています。

○部会長 最後の文言のところ「適宜見直しを行い、安心・快適に移動できる環境の向上を目指します。」というところで、申し送りしていただきたいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

○部会員 はい。

○部会長 ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。よろしければ、また元に戻りますので、「取組項目2」69ページのほうです。「相互理解を促進し、誰もが社会参加しやすいまちをつくる」というところで、ご意見やご質問はございましたらいかがでしょうか。

私から、今さらで申し訳ないのですが71ページの「まちづくりサポーター制度」を159人から200人に増やすというところで、その増やし方の具体的な方法や考えなどはありませんか。

○ひと・まちづくり推進係長 区民の方に向けて行いますユニバーサルデザインの地域講座などを受講いただいた方にこの制度のことをご案内しまして、よろしければということで登録を促進していきたいと考えております。

○部会長 わかりました。そうすると、70ページの理解を促進する講座に出た人に、サポーターを増やすよう案内するということなのですね。

○ひと・まちづくり推進係長 そうです。

○部会長 わかりました。常々私も気になってはいたのですが、興味のない方にどういうふうなサポーターになっていただくか、声にならない声をどう吸い上げるのかというのも今後の課題と思っておりますので、この200名がどのような方なのかということも検討していく必要があるかと感じています。ほかにいかがでしょうか。

○部会員 最初にお示しいただいた「地域福祉とは」という1ページ、そして2ページに「計画策定の目的」というように繰っていただき、2つの計画を包含し、重層的支援体制整備事業の説明をいただきました。69ページを含めいくつかのページで、最初に「子どもや、高齢者、障害者、外国人など、多様な人が地域で暮らしています。それぞれの方々に支援や課題があります。」とあります。複合的で、課題が複合化して複雑化していますという課題の取り上げ方は重層的支援体制整備事業だけの話ではなく、高齢者や障害者やさまざまな方々の問題というのも含むという認識を持っています。全体のこの書き方として、重層的支援体制整備だけが課題が複合化・複雑化しているという書き方を最初から問うのではなく、最初の1ページ2ページから進み、69ページなども含めて複合化・複雑化しているという読み取れ方になると思います。現場レベルで介護の事業をしておりますけれども、移動の話やさまざまな業者の支援の仕方が複合化・複雑化していますので、全体をどう捉えるかというところをご質問させていただきたい。重層的支援体制整備の説明のところだけ課題が複合化・複雑化しているというように強調されるのではなく、全体の様々な

地域福祉の課題が複合化・複雑化していて、バリアフリーの問題にもそれは覆い重なるように含まれていて、対策として重層的支援体制があるのだといった読み取れ方ができるようにならないのでしょうか。

○部会長 わかります。こういう事業ができたので、取って付けたようになってしまったけれど、全体的には重要な課題ではないかということですよね。親会との調整もあるかとは思いますが、全体の構成はいかがでしょうか。

○福祉部管理課長 基本的に、「複合化・複雑化している」、これが現場でさまざまなレベルで起こっているというようなご指摘でありましたけれど、そもそも地域福祉計画というのはそれに対する対応というか対策という認識でいます。第4章で、「練馬区の重層的支援体制整備について」というようにまとめているので、少しわかりにくいというような話ももしかしたらあるのかと思うのですが、第4章に関しては、国から重層的支援体制整備事業ということで助成を受けるためには、このように計画を体系的につくらなければならないというがあるので、それで示しているものということになります。ですので、基本的には、委員のおっしゃるように、全体を通して地域福祉計画では複合化・複雑化している地域の福祉に対応していくための計画という認識で私もおりますので、そこについての表現についてもう少し工夫できないかということについては検討していきたいというように思います。

○部会員 ありがとうございます。説明を汲み取っていただきましてありがとうございます。

○部会長 よろしいですか。なかなか分量が多くなってきていますので、皆理解ができるような形でお願いいたします。ほかはいかがでしょうか。

書き方のことで、例えば69ページは1行目の「子どもや、高齢者、障害者、外国人など」ときてありますが、73ページにいくと「高齢者」からとなっており、順番は統一してありますか。

○福祉部管理課長 表記が統一されているかということですが、今日は素案の案をこの部会にお出ししているのですが、現在担当レベルで見ているところですので、表記が揃うように最終的にはしていきたいと考えております。

○部会長 ありがとうございます。項目によっては、子どもに中心を当てたい項目とか、高齢者に中心を当てたい項目などがあり、さらに複合化が合わさってくるので、読みやすくわかりやすい流れであればいいと思います。ほか、いかがでしょうか。

○副部会長 先ほどご意見をいただきました複合化・複雑化の話についてです。69ページを見えていますけれども、「主な取組」の中でこのような取組と現況と目標が書かれています。例えば今現状R6年まではこういう取組をしていたが、R10に向けてさらに複合化・複雑化した人に向けてのこういう取組をしたらいいのではなかろうかというようなものが具体的にあれば、ここに入れる余地はあるのではないかと思います。体制というのはおそらく4章でいいと思うのですが、取組1から3にかかって具体的にどういう取組をしていくのか、新たな取組みが必要なのではないかと思います。ここに入れる余地はあるのではないかと思います。表のなかの取組で、講演会や日本語学習支援などがありますが、外国人で複雑化・複合化している方に対して講座だけではなく、こういうものが必

要なのではないかというものがあれば、今この場で皆さんいらっしゃいますので出していただけると良いと思いました。

○建築課長 担当課の者がいないのですが、どう入れられるか少し検討させていただいて、今までやってきたことをどう入れるかというのは検討させていただきたいと思います。

○部会長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。そうしましたら、72ページの「取組項目3 誰にでも伝わる・誰もが使える情報を充実させる」というところで75ページまであります。こちらのほうでご意見ご質問はいかがでしょうか。

前回か前々回の時に、情報の伝えるツールがたくさんあってそれにたどり着けない人がいるのではないかなというような意見がいろいろ出たかと思いますが、そのところの整理や、情報にたどり着けない人にどのように対応していくのでしょうか。

○建築課長 前々回からお話があったと思うのですが、72ページの取組項目3の「(1)障害者や外国人等への情報保障の推進」のところで、本文のところの下から3行目あたり「多様な意思疎通手段があることの普及啓発などに取り組みます」の後に、「あわせて、高齢者や障害者がスマートフォンをはじめとしたデジタル機器について身近に相談・体験できる環境を整え、区民の情報取得をサポートし、情報保障を推進します」という形で本文のほうに書かせていただいたのですが、それらの取り組みのなかで具体的にやっていくことになると思います。

○部会長 ありがとうございます。そうしますと、(1)は「障害者や外国人等への」の「等」のところに高齢者も入っているという感じなのですか。

○建築課長 「等」には入っているというように考えておりますが、表記については検討します。

○部会長 障害のある方々はもちろん、ご高齢の方もデジタルに到達するのが難しいので、わかるように伝える形がいいのかと思いました。ほか、いかがでしょうか。

○部会員 これは先ほどからあるお話ですが、冒頭の取組項目の書き方で、「取組項目1」が「誰もが」というワードが最初にきて「増やす」というところでわかりやすいのですが、「2」のところが「誰もが」が真ん中にきてしまっている。この辺がわかりにくい原因なのかというような気がしておりました。

また、情報提供として言わせていただきたいところがあります。遠隔手話通訳についてコラムが書かれております。私も受託事業者として子ども家庭支援センターを運営しておりますが、聴覚障害の方に緊急に連絡したい時に、どうやって連絡をすればいいのか戸惑った事態がございました。電話リレーサービスにつきましては、耳の聞こえる方が通話する場合というのは特殊な番号をかける必要はなく、リレーサービスを利用することも含めて、区に周知をしていただきたい。要するに無料で電話リレーサービスを使うことができる。例外でIP電話に電話をするときは通話料がかかるということだったと思うのですが。聴覚障害の方に連絡する際、電話リレーサービスが使えるといったような周知をしていただけるとありがたいと思っております。将来的なことですけれども、お願いしたいと思います。

○事務局 手話通訳以外の聴覚障害者の方との情報のやり取りは、障害者計画でも位置づけがあります。連動をしながら適切な普及啓発というところについては同じように足並み

をそろえて実施をさせていただければと考えております。今回から情報保障の環境の部分について地域福祉計画にも位置づけをさせていただいております。ここに書かれているものの以外の取組についても精査をさせていただいて、内容の調整をさせていただければと思います。ご意見ありがとうございます。

○部会長 ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。

それでは、部会長よりよろしいですか。

74ページの「バリアフリーマップの公開と内容の充実」というところで、バリアフリーマップはいろいろな自治体で出ているものがあります。他の自治体やアプリがあるものとの連携はどういうふうにするのでしたか。

○福祉部管理課長 バリアフリーマップにつきましては、部会長からおっしゃっていただいた内容も含めて今後どうしていくか検討している状況です。区でバリアフリーマップを個別で出しているの、全体的な区が出しているマップのなかに落としていくという話も検討しているところです。そこが固まってくると今後の展開というのも見えてくるのかと思います。発信内容の充実ということもありますし、データをオープンデータ化して民間のアプリを活用していただくことについても今後進めていけたらいいというふうに考えているところです。以上です。

○部会長 ありがとうございます。電動車椅子ユーザーの皆さんやトイレがどこか探している方々は、区と区をまたぐような移動の際など、練馬区だけで対応が済まない場合もあります。その辺が今後課題になってくるのかと思っております。あとは、内容の充実というのがありますが、一時的に改修している場合などは情報を更新していくことも必要です。そういったところも目標として幅広く捉えたほうがいいと思いました。

○福祉部管理課長 東京都がバリアフリーマップを統合するのではないかという動きもあったと聞いているのですが、どうもうまくいっていないとか、やっていないという話も伺っています。やはり練馬区は練馬区でバリアフリーマップをつくるのですけれども、それだけではどうしても広域性という意味では十分ではないというところがあり、ほかのアプリなどの活用なども含めて何かいい方法はないかと考えてはいますが、なかなか当てはまるものがないというのが現状です。

○部会長 わかりました。ありがとうございます。「発信内容の充実やオープンデータ化に取り組めます」。オープンデータ化というのは、もうデータはオープンにされているのですか。誰にでも使えるように基礎データをオープンにするということですか。用語解説にあることですか。

○部会員 99ページを読んでみてもわからないですか。

○部会長 ありました。「区が保有する公共データを、区民等が活用しやすいように、機会判読性が高いデータ形式により公開されたデータのこと」。Excelやテキストの情報を図として渡すのではなく、データ化したものが自由に使えるようにということですね。用語解説を読んでもわからない状況がもしかしたらあるのかもしれませんが。

○部会員 用語解説について、より詳しい解説もできればお願いしたいです。用語解説は小学生ぐらいからの知識でも理解できるとよいと思います。よろしくお願いいたします。

○建築課長 今、素案を出させていただいて、用語解説については精査している段階

でございます。ご意見を伺いましたので、さらにわかりやすくしたいと思います。

○福祉部管理課長 用語解説につきましては、もっとわかりやすくということで精査しているところです。それに加えて、親会では練馬区で使っている用語、事業の愛称名のようなものについて、用語解説の記載がないものが結構あるので、解説を充実してほしいといった意見をいただいています。それはやっていきたいということと、なかには用語解説の必要がないものも解説に記載しているのではないかと考えています。メリハリをつけてわかりやすくしていく方向で改善していきたいと考えております。

○部会長 ありがとうございます。法律用語だったんですね。現状ではしっかり解説しないとわからない状態ですけども、もう少し柔らかく言えば解決するのではないかとこののであれば、解説に移動しなくてもいいのかもしれないですね。

○部会員 「誰でもが読んで理解できる」というふうに言い直すこと。これはとても大切です。よろしくお願いいたします。

○部会長 ありがとうございます。ほかはいかがでしょうか。用語解説は今回初めてで、最後の部分に設けているようですけれど、それに関してご意見などはどうですか。

○副部会長 最後に設けるのは、前提として全部1章から読んでいくということですよ。解説を各章ごとにやるのはいかがでしょうか。98ページ一番上の「ICT」など、ひらがなかカタカナかはわかりませんがこういうルビを振るところをやっていただくといいのではないかと思います。＊に番号をふってわかりやすくということも大事ではないかと思います。ただ、＊1、＊2というように振っていくと＊50ぐらいまでいくので、番号を振るのがいいのかわからないのですけれども。皆さんのご意見を今聞ければと思っていました。以上です。

○部会員 これを見るのは区民の方ですね。説明が長くなるのは仕方がないのしょうけれど、一般の方にも簡単に理解できるように工夫する必要があると思います。ページを変えてしまうと、読むのがちょっと大変かと。説明はある程度詳しくなくてもわかればいい文章だと思うので、細かく載せる必要はないと思います。

○部会長 ありがとうございます。これから整理していくということですので、よろしいですか。この後、今後のスケジュールに説明があるかと思いますが、言い残したことがある方はいらっしゃいますか。

○部会員 先ほどのところから少し掘り下げて、第4章83ページ重層的支援体制整備についてです。不勉強で質問させていただきたいのが、第4章の「1」の中に段落3個目、「練馬区では令和7年度から本格実施します」というように記していただいているところでございます。以前、重層的支援が必要な方の会議の開催をお願いした際に、いろいろと資料を拝見したところ、厚生労働省のホームページのなかに、「令和6年度、重層的支援体制整備実施予定自治体」という表が出ていまして、こういう実施予定自治体というのも令和7年度版から練馬区が入ってくるという理解でよろしいのでしょうか。重層的支援体制整備が始まるというのがどういう位置づけで始まるのかというところを教えていただきたいのですが。

○福祉部管理課長 重層的支援体制整備事業につきましては、令和5年度から移行準備事業として実施していますという内容が書いてあると思います。令和5年度から重層的支援

体制整備事業の枠組みをつくって実際はやっているというところですが、国で重層的支援体制整備事業として認められるためには計画が必要になります。これは区民の方には直接は関係なくなってしまうのですが、予算上の枠組みというのもそれに合わせた形で運用していく必要があります。実際の事業は令和5年度から始まっているのですが、令和7年度から地域福祉計画へ包含する形で、重層的支援体制整備事業の計画ができ、予算上も重層的支援体制整備事業の枠組みとなり、本格実施ということになります。わかりづらくて大変恐縮です。

○部会員 ありがとうございます。厚生労働省の資料の実施予定自治体という表にはとられず、令和7年度から本格的に実施するというので。今までは準備期間、移行期間だったけれどもという理解で率直によろしいでしょうか。

○福祉部管理課長 厚生労働省の示しているものが、すぐには思い浮かばないのかもしれませんが、現時点では準備自治体という位置づけなのではないかと思います。移行準備ということで進めておりますので、7年度からは重層的支援体制整備事業をやっている自治体という形で認知されることになるかと思います。

○部会員 ありがとうございます。障害分野と高齢分野に様々な問題と課題があるなかで、共有の会議体をつくるのが大変だったので、計画に入れていただくことが大変ありがたいと思います。今回の計画は目次から始まり、第4章にとりわけ重層的支援体制整備を取り上げていただいている、第3章と別枠の第4章が重層的支援体制整備になっており、その後は計画の推進に向けてという内容ですね。この計画のなかで、重層的支援体制整備というのはとても重要な施策であるという認識で読み取りをさせていただいてよろしいのでしょうか。

○福祉部管理課長 この事業そのものを重要なものと認識しているというところです。先ほど申し上げたとおり、地域福祉計画を推進し、地域共生社会をつくり上げる際に重層的支援体制整備事業の部分というのは全体に広がりを持つものなので、そういった意味でも非常に重要なものと認識しています。

○部会員 ありがとうございます。本当にそのように理解させていただけることが嬉しくて、ぜひ1ページ以降、基本理念などさまざまな見出しのようなところに、重層的支援体制整備が全体的に網羅的に地域福祉をよくするための手段だということがわかりやすく記載していただければようお願いしたいところでございます。

さらにもう1つなのですが、第5章のところは、89ページ「計画の推進に向けて」というところを親会のほうで取り上げる章立てなのかもしれませんが、この会でもどのようにこの計画が推進されるのかというところは大変関心深いところでございます。1の(1)、(2)の文章を読ませていただいた上で、お願いと提案がございまして。区民の皆様には理解していただきながら地域福祉を充実することももちろん大事なことだと思うのですが、障害や子ども、高齢の分野に従事する職員たちがこの計画を本当に理解して、それぞれの練馬区民として住民として、こういう発想をこれからも持ち続け、一緒に区と推進していくというような推進の方向性があるのではないかと非常に思っているところでございます。文章化していただければ簡単なことでもあると思いますので、ぜひご検討いただければと思うのですが。

○福祉部管理課長 ありがとうございます。この第5章のところは「計画の推進体制と進行管理」ということで、地域福祉計画推進委員会を据えて、部会を設置し、計画の推進について確認していくということと、庁内的に地域福祉を推進する委員会を設けるということを示しています。これは現行の計画でもそのような形で記載しているところではあるのですが、今おっしゃっていたようにサービス従事職員の方と計画を共有して、地域福祉の推進のためにやっていくというのは非常に重要な視点だと思っています。計画のなかにもどのように盛り込めるかというのは大きな課題だと思っています。そういった実際の取組についても今後実施していかなければならないと思っています。

○部会員 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。以上です。

○部会長 協働して推進していくという形ですね。

それでは、まだご意見があるかと思いますが、そろそろお時間になりますので、次第3に移らせていただきたいと思います。今後のスケジュールにつきまして、事務局ほうから説明をお願いいたします。

○事務局 恐れ入ります。資料2をお手元にご用意ください。今後のスケジュールについて説明をさせていただきます。本日は、福祉のまちづくり部会の開催日となっております。記載させていただいたとおり、権利擁護部会が11月5日、親会につきましては11月7日に開催済みでございます。今後の予定として、12月5日に練馬区議会常任委員会で計画の素案の報告をさせていただきます。12月11日水曜日、計画の素案を公表いたしまして、1月15日水曜日までの期間でパブリックコメントを実施する予定です。計画の公表、パブリックコメントの実施については、区報、区のホームページにおいて周知をいたします。パブリックコメントのご意見を反映させ、計画案について1月23日に練馬区地域福祉計画庁内検討委員会に報告をします。また、1月29日水曜日、親会で計画案の検討を行う予定となっております。パブリックコメントの意見や意見を取り入れての修正点につきましては、福祉のまちづくり部会の委員の皆様にも何らかの形で共有できるよう検討しているところです。令和7年3月、練馬区議会に計画案の報告を行い、3月末に計画策定という予定でございます。計画書としてまとめましたら、部会員の皆様にも送付をさせていただきますので、最終版の計画の内容は計画書にてご確認くださいようお願いいたします。資料2の説明は以上となります。お願いいたします。

○部会長 ありがとうございます。今後のスケジュールについて、何かご質問はありますでしょうか。パブリックコメントが開催されますので、そちらも開催になった時には連絡をしていただければでしょうか。

○事務局 はい。

○福祉部管理課長 すみません。パブリックコメントに関しては12月11日と記載がありますが、その日から実施する予定です。その時点では素案が示されていて、素案については部会員の皆様にもお配りする予定です。素案が届きましたらパブリックコメントを開始したということで、もしコメントがあればいただければというように思います。

○部会長 ありがとうございます。リマインドしないと忘れてしまうかと思うので。郵送を持って始まるということをお願いいたします。それでは、次第4に移りたいと思います。

その他に関しまして、事務局から何かありますでしょうか。

○事務局 事務局より2点ほど事務連絡をさせていただきます。今年度につきましては、資料の送付の遅れや会場の変更等がありましてご迷惑をおかけして大変申し訳ありませんでした。また、ご多忙のなか、資料のご確認や会議への出席等、ご協力をいただきまして誠にありがとうございました。おかげさまで、素案の案という形で本日お示しをさせていただくことができました。こちらの案の内容につきましてはボリュームが多いのにも関わらず、本日限られたお時間になっておりますので、追加のご意見ですとか言い足りないことがございましたら、本日机上に配布をさせていただいております意見記入票というものがございますので、そちらに記入いただくか、様式にこだわりませんので、建築課までご意見をお寄せいただければと思います。意見記入票での意見につきましては、期日が短く大変申し訳ありませんが、今週の木曜日、14日までとさせていただければと思います。また、期間を過ぎても、先ほどからお話をさせていただいておりますパブリックコメントを実施しますので、14日木曜日までに意見を出せなかった場合、資料を確認し、こちらはどうかというような意見などがございましたら、ぜひパブリックコメントの期間でご意見をお寄せいただければと思います。よろしくお願いいたします。

2点目です。今回の委員の皆様様の任期につきましては、令和7年3月31日までとなっており、本日が今期最後の部会となっております。次期福祉のまちづくり部会の部会員の推薦や出席依頼についても今後ご依頼をさせていただく予定としております。今回お示しをさせていただきましたとおり、現行計画に引き続き取り組む事業や充実を図る事業などが計画のほうに盛り込まれておりますので、お忙しいところ恐縮ではございますが引き続きご協力くださいますようよろしくお願いいたします。事務連絡は以上となります。

○部会長 ありがとうございます。配布した資料には、11月18日月曜日までとなっておりますが、11月14日木曜日までにお願ひします。

それでは、本日の議題はすべて終了いたしました。全体を通して、皆様何かあればと思いますが、時間も時間ですし、こちらにて終了とさせていただければと思います。今回が最後の回になりますので、もしよろしければ一言ずつでも皆様からご挨拶をいただけたらと思っているのですが、いかがでしょうか。

○部会員 特にございません。頑張ってください。

○部会員 一言だけ。2週間ほど前、北町のほうの認知症グループホームを1日観察していただくという機会がありました。2000年に介護保険が始まって人手不足とさまざまな弊害で、今本当に介護の現場の質が2000年スタートした頃目指していたものから大きく後退していて、本当に介護の福祉の危機を迎えているという実感をしております。総合的、複合的に課題が本当に山積し、介護事業者だけでは、それぞれの専門だけでは到底賄いきれない福祉の現状だと思っておりますので、この計画大変重要だと思って参加させていただきました。今後ともまた機会があればこの席にご一緒させていただければと思っております。本当にありがとうございました。

○部会員 これまで計画の本日素案をつくられるまでに、いろいろとご意見いただいたところでございます。我々としてもしっかりと受け止めながら考えていかないといけないと思っております。今池袋線のホームドアの件は検討中というところなのですけれども、新

宿線におかれまして、連立事業やまちづくりに関するところというのは前に進んでいるところでございますので、それらの計画も合わせて一緒に取り組んでまいりたいと考えております。引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

○部会員 本日はどうもありがとうございます。まちづくり福祉計画の素案をお示しいただいてありがとうございます。当社におきましても、いろいろな事業を実施していきたいところでございますけれども、ご意見ご協力を賜りまして誠にありがとうございます。引き続き進めていきたいと思っておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。

○部会員 今回は、地域福祉計画の素案をまとめていただいてどうもありがとうございます。我々どもの部署は、鉄道事業者として施設をつくることが一番の大きな仕事なのですが、ここにもありますように、「みんなでつくる誰もが安心して暮らせるまち」を目指して今後ともやっていきたいと思っております。どうもありがとうございました。

○部会員 まず、部会長と副部会長お疲れ様です。これから報告書等をつくれるのかと思いますけれども、私たちはよくわかっていないところがありますので、そういったところもうまくまとめていただけて、またこういった案もつくっていただけて、区の皆さんにも感謝いたしています。私は法人として今年ホームページをリニューアルしようとしていて、その時カラーユニバーサルデザインの冊子が非常に勉強になりました。やはり区独自の取組としてこういうのがあるのです。区がつくったものというのは非常に私たちも親しみやすかったので、これからも区の独自のものとして、こういったものがあると非常に助かりますので、また今後ともご協力をよろしくお願いいたします。

○部会員 バリアフリーの整備は大切です。地元に区民館がいくつかあるのですが、その区民館は今エレベーターやエスカレーターがないものですから、近々建て直しとなっているそうです。1年でも早くエレベーターやエスカレーターがついてほしいと思います。私が今度そういう要望をお願いしてくるというようなことを会員に伝えと、いつできるのだろう、いつ2階に楽に上られるようにできるのだろうと皆さん気になっていました。またよろしくお願いいたします。

○部会員 お世話になり、ありがとうございました。私が気になるのは包括支援のことで、精神障害者にも包括支援をということで、練馬区の構築をぜひともお願いしたいです。今後ともよろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。

○部会員 頭の中に資料がなかなか入らなくて質問がなかなかできないというようなジレンマに襲われています。先ほど最後のところで質問もあったと思うのですが、区でしっかり勉強というか研修してほしいというような話のところがありました。実感として、もう少し勉強してほしい、きちんと会話をしてほしいということはたびたびあるので、もっと早く行ってほしかった。これからも体制づくりを具体化してほしいと思っていますのでよろしくお願いいたしますというのが1点。親会では話が出たけれどここでは出なかったのですが、福祉と犯罪、再犯者のことを同じ立場にあげて支援していくという話があがったのですが、僕のなかでは違和感がずっとあって、それでいいのか、どうなのかというのがいまだに迷っているところです。そのような疑問を持ちました。以上です。

○部会員 皆様いろいろとありがとうございました。私は当事者なので、どちらかという

と、こういうことについていろいろなことで今後恩恵を受けるほうという立場での感想ですけど、練馬区はものすごくやってくれると思っています。細かいところはいろいろあると思いますけれど、そこら辺を含めても、今後とも皆さんから協力をいただいて皆さんの住みやすい、車椅子でも、障害者でも、高齢の方でも簡単に生きていけるような、楽しく生きていけるようなまちになればいいと思っていますので、今後ともよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○部会長 ありがとうございました。委員1名に関しましては急な連絡が入りましてご退席という形になっております。委員については1年という任期を務めていただきましてありがとうございます。それでは最後に閉会にあたりまして、副部会長から一言お願いします。

○副部会長 私も今期から初めて入りました。先ほど委員の方より「よくわかっていないなかでいろいろ発言した」とありましたが、私こそいろいろわかっていないなかで発言したこともあるかと思います。ただ、全部わかっている人など、この場にいないのではないかと思います。ですから、それぞれがわかっている範囲のことで議論するとか、障害当事者とか事業者とかからの視点も大事なのですけれども、やる上で苦労することとか利用する上で困難なことというのを同じ土俵で戦わす機会というのがやはり大事だと思います。こういう機会を大事にしながら計画をつくるということも大事なのですけれども、実際にどう取り組んでいけるのか、日々の暮らしや仕事のなかでどう取り組んでいけるのかということに反映させることができれば、この計画もよくなるのではないかと思います。計画をまとめる上で大変だと思いますけれども、引き続き私どもということでよろしくお願いします。まずは2年間ありがとうございました。

○部会長 ありがとうございました。2年間、事務局の皆様、委員の皆様、拙い司会でありましたが、ご協力いただきまして誠にありがとうございます。私も何年前か忘れてしまいましたが、10年以上こちらの区民の委員から関わっておりますが、やはり課題が複雑化しているというのは当時から言われていたことです。現在はだいぶ課題が表面化し、事業にものってくるようになり、今後の取組ももっと良くなっていくのではないかと感じています。ただ、表面化されていなかったからわからなかった、見てこなかったというのもあったかもしれません。今後も見えていなかったものが見えてきて、そのために計画を改善しながら推進していくということが大事になっていくと思います。何年か前に比べると技術も進歩していますし、皆様の理解やいろいろな考え方などもアップデートされていっておりますので、そういった皆様の区民や事業所の皆様の協力を仰ぎながら今後も推進していければと思っております。2年間、短い間でしたけれどご協力いただきまして誠にありがとうございます。それではこれで閉会にしたいと思います。本日は皆様誠にありがとうございました。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。